

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員や当該職員の所有に係る住宅に居住している職員に支給される手当。 ・借家 2,500円(5年間) ・借家上限 27,000円	異なる	職員の所に係る住居に在る職員に支給する手当。	22,660 千円	251,778 円
通勤手当	交通機関利用者最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者最高支給限度額 24,500円	同じ		14,135 千円	45,893 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給し、定額で支給	—		41,415 千円	387,056 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命じられた場合に支給(勤務1時間当たりの給与額に1.35/100を乗じて得た額)	同じ		7,700 千円	145,283 円

## 6 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	市長 ( 660,000円 880,000円 )		(参考) 類似団体における最高/最低額 940,000円 / 259,000円
	副市長 ( 632,700円 703,000円 )		750,000円 / 249,000円
報酬	議長 ( 472,000円 )		545,000円 / 230,000円
	副議長 ( 417,000円 )		474,000円 / 200,000円
	議員 ( 391,000円 )		450,000円 / 180,000円
期末手当	市長 (22年度支給割合) 2.95	月分	
	副市長 (22年度支給割合) 2.95	月分	
退職手当	市長 (算定方式) (880,000×4年×450/100) — (880,000×4年×450/100×5.6/100) 副市長 (703,000×4年×360/100) — (703,000×4年×360/100×5.6/100)		(1期の手当額) (支給時期) 14,952,960 任期毎 9,556,301 任期毎
備考			

(注) 1. 給料および報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			対前年増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	278	270	267	△3	事務の統廃合縮小、退職者不補充
	計	278	270	267	△3	<参考> 人口10,000人当たり職員数 64.71人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 72.43人)
	教育部門	61	62	60	△2	退職者不補充
	消防部門	36	36	36	0	
公営企業等	小計	375	368	363	△5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 87.97人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 94.86人)
	会計部門	73	73	69	△4	事務の統廃合縮小
合計		448 [496]	441 [496]	432 [496]	△9 [0]	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む)。  
2. [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 職員数の推移

部門別	年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減率(%)
一般行政		295	293	285	278	270	267	▲28 (▲9.5%)
教育		73	67	65	61	62	60	▲13 (▲17.8%)
消防		36	36	36	36	36	36	0 (0.0%)
普通会計		404	396	386	375	368	363	▲41 (▲10.1%)
公営企業会計		78	74	73	73	73	69	▲9 (▲11.5%)
総合計		482	470	459	448	441	432	▲50 (▲10.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長含む)。

※詳細については、小松島市のホームページをご覧ください。

■市総務部秘書人事課

TEL 32・3804 / FAX 33・4560

## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	21人	9.6%
2級	高度な知識または経験を必要とする業務を行う職務	38人	17.4%
3級	係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	32人	14.6%
4級	1.課長補佐・主査の職務またはこれと同程度の職務 2.困難な業務を分掌する係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	40人	18.3%
5級	困難な業務を分掌する課長補佐・主査の職務またはこれと同程度の職務	48人	21.9%
6級	課長の職務またはこれと同程度の職務	31人	14.2%
7級	1.理事の職務またはこれと同程度の職務 2.統括監の職務 3.副部長またはこれと同程度の職務	9人	4.1%

(注) 1. 小松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度の給与構造改革により、従来の普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月も毎年1月1日とし、昇給をA～Eの5段階に区分することとなり、本市では昇任者を上位区分に位置づけている。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

小松島市	徳島県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,348千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,618千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

・一律支給

### (2) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

小松島市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 863千円 24,642千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 支給なし

### (4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	10,820 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	152,394 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	19.3 %
手当の種類(手当数)	10種類

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	42,756 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	165 千円
支給実績(21年度決算)	38,745 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	148 千円

### (6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当。 支給額は、配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族は6,500円。 ・配偶者がなく、扶養親族がある場合は1人目は11,000円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算。	同じ		31,420 千円	208,079 円